

鹿児島市動物愛護フェスティバル 2025

「ドッグラン体験」利用規約

次の利用規約を守り、他の参加者と譲り合ってください。

1. ドッグラン体験への参加対象は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び令和 7 年度狂犬病予防注射済（当日までの 1 年以内の注射済も可）の飼い犬とその飼い主様とさせていただきます。動物愛護フェスティバル当日のドッグラン体験受付時に、犬鑑札と狂犬病予防注射済票の確認を行いますので、忘れずに持参してください。
2. 当日までの 1 年以内に混合ワクチンを接種していない場合はご利用できません。混合ワクチン接種済証明書を提示してください。
3. 闘犬種や噛み癖のある犬など、他の犬や人に危害を与えるおそれのある犬や、生後 6 ヶ月未満の子犬、発情期の雌犬、感染性の病気を抱えている犬はご利用できません。
4. ドッグラン場内には、犬以外のペットの入場はできません。
5. ドッグラン場内には、飼い主様 1 人と愛犬 1 頭で入場してください。中学生以下のお子様のご利用は、保護者の同伴が必要です。
6. ドッグランに愛犬だけを残して退場しないでください。飼い主様は愛犬から目を離さず、常に安全確保に努め、他の参加者や犬に迷惑がかからないようにしてください。
7. ドッグラン場内への飲食物（愛犬用おやつ等も含む）や、おもちゃ等の持ち込みはご遠慮ください。
8. ドッグラン体験参加後の飼い犬の死亡、伝染病の感染等について、主催、共催、協力団体は一切その責任を負いません。
9. ドッグラン体験で発生した事故・紛争等のトラブルについては、飼い主様の責任において当事者間で解決してください。主催、共催、協力団体は一切その責任を負いません。
10. 飼い主の命令を聞かない犬や、飼い犬を制御できない場合は、ドッグラン体験への参加をお断りします。

本規約を守っていただけない場合や係員の指示に従えない場合、その他、運営上支障がある場合は、ご利用をお断りすることがあります。楽しいフェスティバルになるよう、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。